

平成 27 年 11 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長・CEO 寺 下 史 郎
(コード番号：6035)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 浜 崎 義 樹
(TEL. 03-3519-6750)

**証券代行業務において、特別口座の移管が円滑に行われるようになり、
当社グループの証券代行業務の拡大に寄与しています。**

本年5月1日の会社法改正により、特別口座を、当初開設した振替機関等以外の振替機関に移管することが可能となりました。

特別口座とは、2009年の株券電子化に際し、証券保管振替機構（ほふり）への預託がなされていなかった株券（いわゆるタンス株券）などについて、その権利を保全することを目的として、発行会社が株主のために「社債、株式等の振替に関する法律」に基づいて開設した口座のことですが、会社法改正前では特別口座を他の振替機関に移管するための根拠規定がなかったため、証券代行業務を移管する際に、特別口座だけは当初の株主名簿管理人に残さざるを得ないということが、大きな足かせとなっておりました。しかし、会社法改正後は、特別口座のスムーズな移管が可能となり、二重管理となるために証券代行業務を移管することを躊躇していた発行会社もその心配がなくなり、新規の証券代行業務の獲得に注力している当社グループにも大きな恩恵をもたらすこととなります。

現時点までにすでに2社において、特別口座を含む証券代行業務の移管が行われましたが、今後も当社の証券代行業務の受託拡大に拍車がかかるものと考えております。当社グループはこれからも業務体制を強化し、付加価値の高い最先端のサービスを提供してまいります。

以 上